定例会における代表・一般質問時間(令和7年第3回定例会以降)

1 代表・一般質問

・会議規則第9条(会議の時間)会議時間は午後1時から午後5時

初日の質問時間 240 分 — 30 分 = 210 分 2日目の質問時間 240 分 = 分一 60 180 合計 390

① 初日は交渉会派の代表質問とする。

210 分 × 10 人 / 25 人 = 自民党議員団 分 みなと未来会議 210 分× 6 人 / 25 人 = 50 分 港区保守系議員団 5人 / 25人 = 42 210 分× 分 4人/ 公明党議員団 210 分× 25 人 = 合計 210

② 2日目は交渉会派の一般質問終了後、二人会派及び一人会派の質問とする。

自民党議員団 180 分 × 10 人 / 34 人 = 分 6人/34人= みなと未来会議 180 分× 分 港区保守系議員団 180 分× 5 人 / 34 人 = 26 分 4 人 / 34 人 = 公明党議員団 180 分× 21 分 立憲民主党議員団 180 分× 2 人 / 34 人 = 11 分 共産党議員団 180 分× 2 人 / 34 人 = 分 11 1人/34人= 港区れいわ新選組 180 分× 分 都民ファーストの会 1人/34人= 180 分× 分 小 倉 りえこ 180 分× 1人/34人= 169

●会派持ち時間(上限) 代表質問+一般質問+再質問(質問のみ、答弁は含まず)

自民党議員団	137	分
みなと未来会議	82	分
港区保守系議員団	68	分
公明党議員団	55	分
立憲民主党議員団	11	分
共産党議員団	11	分
港区れいわ新選組	5	分
都民ファーストの会	5	分
小 倉 りえこ	5	分
合 計	379	分

- ※交渉会派の代表・一般質問時間の 割振りは会派に委ねる。
- ※代表・一般質問の順序は、会派の 所属議員数が多い順に行う。
- ※同数会派の場合は、当該会派の協 議により順序を決定する。
- ※一人会派は第2回定例会から翌年 の第1回定例会まで繰越すること ができる。 (年間20分)

定例会における代表・一般質問時間 【現状】

1 代表・一般質問

・会議規則第9条(会議の時間)会議時間は午後1時から午後5時

五賊がパカッ木(五賊り)	101 LD1 \ \ \	プロ経ャカル	11 (Q) [1	X I HJ W.	ワーダ	O H/J
初日の質問時間	240	分一	30	分 =	210	分
2日目の質問時間	240	分一	60	分 =	180	分
				合計	390	分

① 初日は交渉会派の代表質問とする。

自民党議員団	210	分〉	(11人/	26 人 =	89	分
みなと未来会議	210	分〉	6人/	26 人 =	48	分
港区保守系議員団	210	分〉	5 人 /	26 人 =	40	分
公明党議員団	210	分〉	4 人 /	26 人 =	32	分
				合計	209	分

② 2日目は交渉会派の一般質問終了後、二人会派及び一人会派の質問とする。

\sim		/1// /	- 1/~ 1	7 4 11 11 11 11 11	· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		, . , .
	自民党議員団	180	分 ×	11人/	34 人 =	58	分
	みなと未来会議	180	分 ×	6人/	34 人 =	32	分
	港区保守系議員団	180	分 ×	5人/	34 人 =	26	分
	公明党議員団	180	分 ×	4 人 /	34 人 =	21	分
	立憲民主党議員団	180	分 ×	2人/	34 人 =	11	分
	共産党議員団	180	分 ×	2人/	34 人 =	11	分
	港区れいわ新選組	180	分 ×	1人/	34 人 =	5	分
	都民ファーストの会	180	分 ×	1人/	34 人 =	5	分
	·	·		·	1.2. \	1.00	1

合計 169 分

●会派持ち時間(上限) 代表質問+一般質問+再質問(質問のみ、答弁は含まず)

自民党議員団	147	分
みなと未来会議	80	分
港区保守系議員団	66	分
公明党議員団	53	分
立憲民主党議員団	11	分
共産党議員団	11	分
港区れいわ新選組	5	分
都民ファーストの会	5	分
合 計	378	分

※交渉会派の代表・一般質問時間の 割振りは会派に委ねる。

※代表・一般質問の順序は、会派の 所属議員数が多い順に行う。

※同数会派の場合は、当該会派の協 議により順序を決定する。

※一人会派は第2回定例会から翌年 の第1回定例会まで繰越すること ができる。(年間20分)